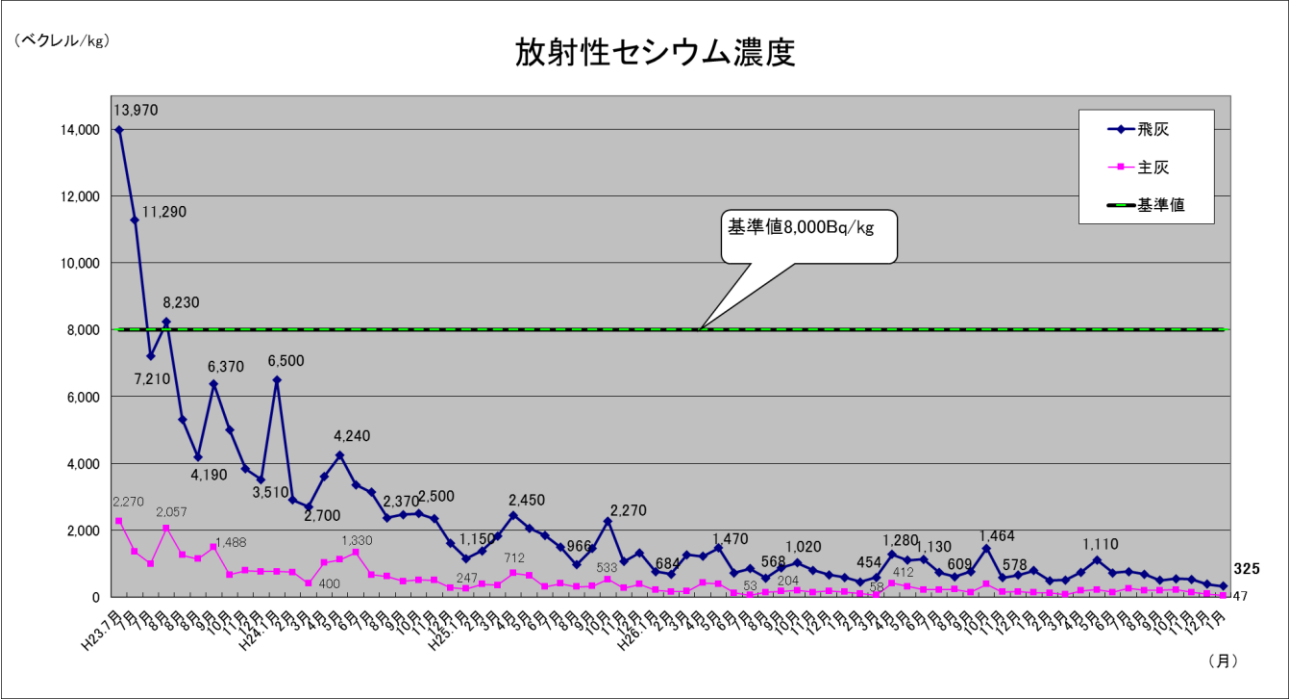


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月 1 回測定しています。

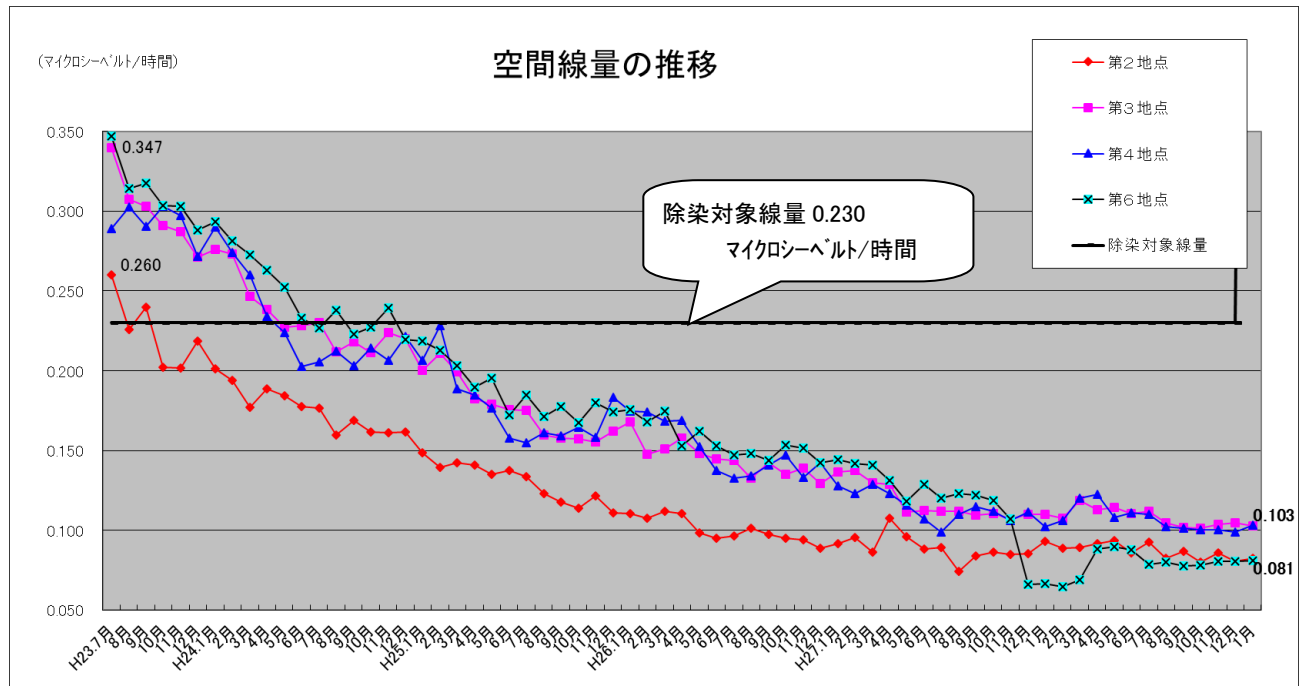
- ・焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）



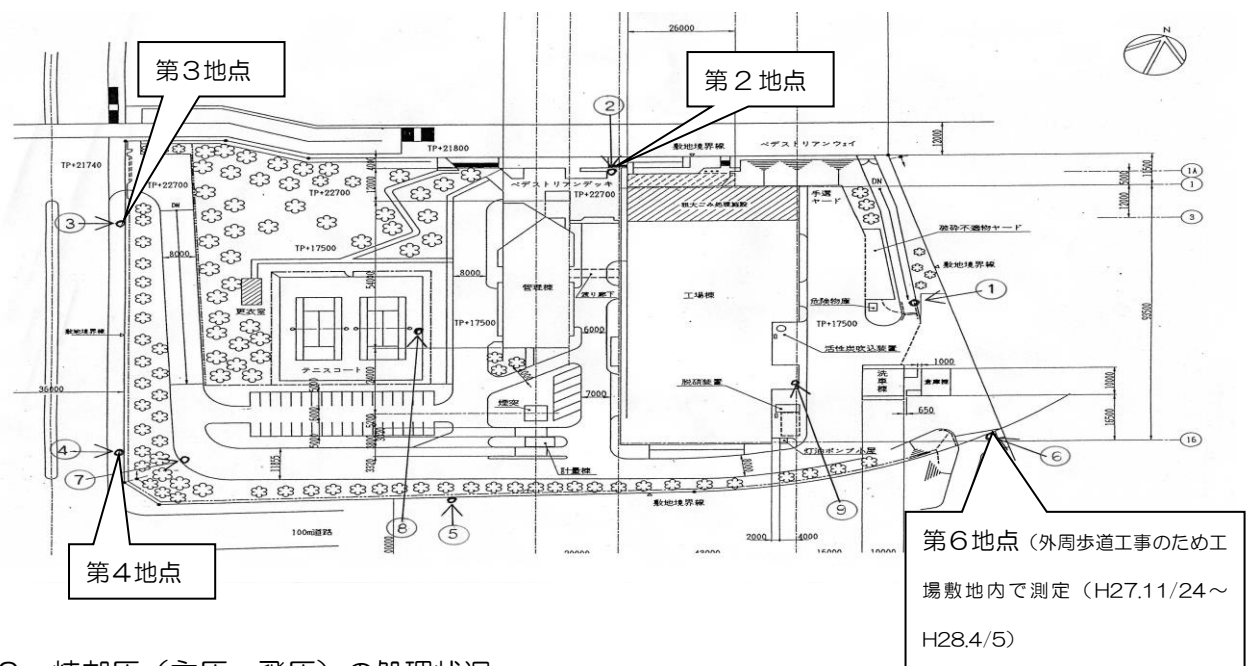
2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界4地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）



(測定位置図)



3 焼却灰（主灰・飛灰）の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、民間処理業者へ搬出・資源化（飛灰は全量）と印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

基準値を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生の指定廃棄物）は130tあり、ドラム缶（252缶）・フレコンバッグ（120袋）に入れて一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

（平成28年度：29年1月末現在）

区 分	搬 出 先	計画処理量	処 理 量
主 灰 （燃えがら）	印西地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分	1, 886 t	1, 372 t
飛 灰 （ばいじん）	印西クリーンセンターで一時保管（指定廃棄物は印西市収集センター）	—	指定廃棄物約 130 t
主灰と飛灰 の混合灰	民間処理業者へ搬出・資源化 （ツネイシカムテックス埼玉 株：埼玉県） ※主灰対飛灰＝6対4	4, 396 t （主灰 2,638 t、 飛灰 1,758 t）	3, 202 t （主灰 1,921 t、 飛灰 1,281 t）
		・4月 308 t（主灰 185 t、飛灰 123 t） ・5月 299 t（主灰 179 t、飛灰 120 t） ・6月 302 t（主灰 181 t、飛灰 121 t） ・7月 370 t（主灰 222 t、飛灰 148 t） ・8月 363 t（主灰 218 t、飛灰 145 t） ・9月 307 t（主灰 184 t、飛灰 123 t） ・10月 383 t（主灰 230 t、飛灰 153 t） ・11月 244 t（主灰 146 t、飛灰 98 t） ・12月 337 t（主灰 202 t、飛灰 135 t） ・1月 286 t（主灰 172 t、飛灰 114 t）	

※ 四捨五入により t 単位で表記している。

【印西クリーンセンター基幹的設備改良工事】

H29.3

	年 度	H28年度	H29年度			備 考
	月	3月	4月	5月	6月	
1	受入供給設備 ごみクレーン					給電ケーブル更新予定
2	燃焼設備 焼却炉等					3号炉給塵装置更新予定
3	燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ等			3号炉水冷壁一部更新		
4	給排水・排水処理設備 機器冷却水ポンプ等					H28年度終了
5	余熱利用設備 タービン起動盤					更新予定
6	通風設備 各送風機					3号炉系更新予定
7	灰出し設備 灰クレーン					給電ケーブル更新予定
8	電気設備 制御装置等					3号炉系更新予定
9	計装・データ処理設備 自動制御システム等					3号炉系更新予定
10	土木・建築工事 屋根防水等	屋根防水工事				
11	性能確認	2号炉性能確認				
12	全炉停止期間					11月予定

平成28年度第4回環境委員会(3月4日(土))

○印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告

(単位:回数)

			7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		計			
			臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無				
北側地区	小倉台一丁目 アビック21自治会 (北西約450m)	風下側		1		3	1	1		1				1				1	7	8
		風上又は横川		3		1		4		3		4		4		4		0	23	23
		確認できない																0	0	0
	小倉台二丁目 オネックス自治会 (西約900m)	風下側		3		2		1		1		1						0	8	8
		風上又は横川		1		2		3		3		3		5		5		0	22	22
		確認できない						1										0	1	1
	一般通報	風下側																0	0	0
		風上又は横川																0	0	0
		確認できない																0	0	0
	計	風下側	0	4	0	5	1	2	0	2	0	1	0	1	0	0		1	15	16
風上又は横川		0	4	0	3	0	7	0	6	0	7	0	9	0	9		0	45	45	
確認できない		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	1	
南側地区	内野一丁目 東団地自治会 (南東約1000m)	風下側		1		2		1		3		5		5		3		0	20	20
		風上又は横川		4		3		4		2						2		0	15	15
		確認できない																0	0	0
	内野二丁目 西団地自治会 (南東約650m)	風下側							2					5		5		0	12	12
		風上又は横川		5		5		5		3		2						0	20	20
		確認できない																0	0	0
	内野二丁目 南第二団地町内会 (南南東約1000m)	風下側				1			1		2		2		1			0	7	7
		風上又は横川		5		3		4		4		2		3		4		0	25	25
		確認できない																0	0	0
	内野二丁目 南第二団地町内会 (南南東約1050m)	風下側				1			2		2		3		3			0	11	11
		風上又は横川		5		3		4		3		2		2		1		0	20	20
		確認できない																0	0	0
	高花四丁目 町内会 (東南東約2000m)	風下側		1				1		1		2		4		4		0	13	13
		風上又は横川		3		5		3		3		2				1		0	17	17
		確認できない																0	0	0
	一般通報	風下側																0	0	0
		風上又は横川																0	0	0
		確認できない																0	0	0
	計	風下側	0	2	0	4	0	2	0	9	0	11	0	19	0	16		0	63	63
		風上又は横川	0	22	0	19	0	20	0	15	0	8	0	5	0	8		0	97	97
		確認できない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
合 計	風下側	0	6	0	9	1	4	0	11	0	12	0	20	0	16		1	78	79	
	風上又は横川	0	26	0	22	0	27	0	21	0	15	0	14	0	17		0	142	142	
	確認できない	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	1	1	

※風下側には、「やや風下側」を含む。

平成29年

2017.2.19(日)

平成28年度 第4回 環境委員会

議題

1 採集報告について

2 次期施設計画の進行状況について

3 現施設の延命化工事の進捗状況について

4 周辺負荷について

5 その他
7項目 8枚

回答は文書で

01-誘引送風機のマグネットコンタクタの交換は完了したか？

02-環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。（「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日）

平成28年7月22日現在、千葉県内では指定廃棄物を保管する十市（柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市）のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。

(1)その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。

(2)2016年11月16日、環境大臣に対して松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の市長が最終処分場整備を要望したが、進捗はあったか？

環境大臣 山本 公一 様

指定廃棄物の長期管理施設の確保等に係る要望

平成28年11月16日

松戸市長 本郷谷 健 次

柏市長 秋 山 浩 保

流山市長 井 崎 義 治

我孫子市長 星 野 順一郎

印西市長 板 倉 正 直

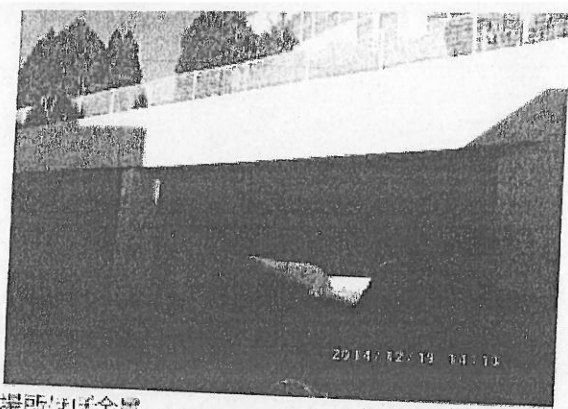
千葉県における東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質を含む廃棄物の処理については、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の各市において未だ対応に苦慮しており、市民の不安や不便等も解消されておられません。

特に、長期間にわたり各市での一時保管を余儀なくされている指定廃棄物については、平成27年4月に千葉県内の長期管理施設の詳細調査候補地は示されたものの、具体的な進展は見られず、先行きは不透明な状況にあると危惧しております。

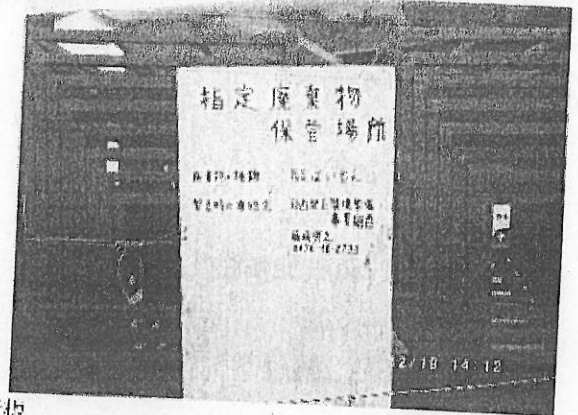
つきましては、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 これまで国が説明してきた千葉県内1か所での集約管理の方針に基づき、指定廃棄物の長期管理施設の一刻も早く確保すること。
- 2 指定廃棄物の長期管理施設の確保に関するスケジュールをあらためて明示すること。
- 3 一時保管の長期化に伴い、市民への説明並びに実情に応じて生じた費用負担を支援すること。



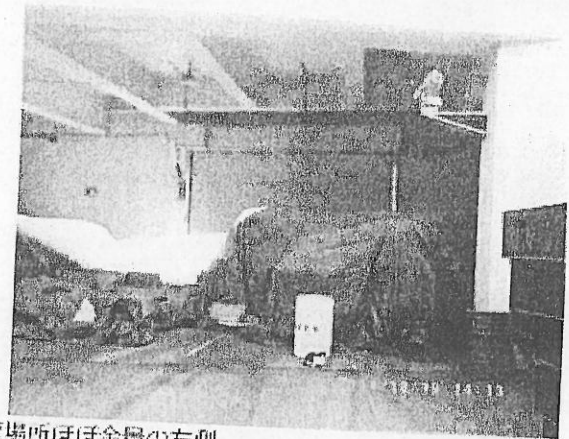
保管場所ほぼ全景



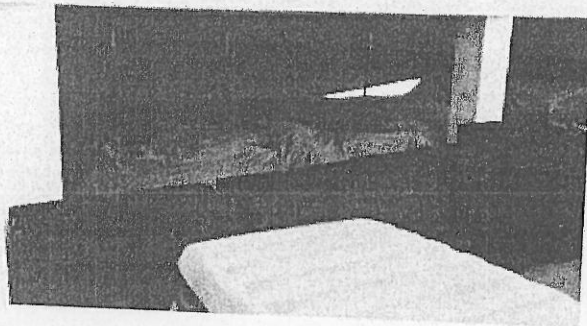
掲示板



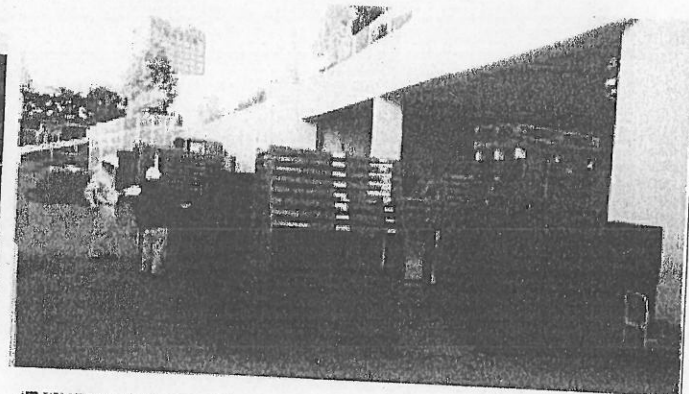
保管場所ほぼ全景の左側
(指定廃棄物は茶色シートの下)



保管場所ほぼ全景の右側
(指定廃棄物は茶色シートの下)



保管場所ほぼ全景の左側（上方から）。
積み重ねたパレットで囲っている。



保管場所全景の右側。
積み重ねたパレット等で囲いをし離隔の距離を保っている。



昔の保管状況



昔の保管状況

03-指定廃棄物に関して

八千代市の指定廃棄物に関するADRへの申し立てでは、最終処分場に関する損害賠償を対象としている。
印西地区環境整備事業組合が過去に請求した「放射線対策に要した費用の賠償」の副次産物の保管・処分に
係る追加的費用は含まれているのか？

ホーム > [くらしの情報](#) > [放射線](#) > [その他](#) > 原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介手続申立てについて

くらしの情報

[住民票・戸籍](#)

[マイナンバー\(社会保障・税番号\)制度](#)

[保険・年金](#)

[税金](#)

[妊娠・出産・子育て](#)

[教育](#)

[医療・健康](#)

[福祉](#)

[ライフライン](#)

[ゴミ・衛生](#)

[環境](#)

[放射線](#)

[安全・防犯](#)

[防災](#)

[消防・救急](#)

[建設](#)

[その他](#)

[くらしの出来事](#)

原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介手続申立てについて

印刷用ページ

2017年2月16日 更新

本市では、福島第一原子力発電所事故により発生した損害について、原子力損害賠償紛争解決センターへ東京電力ホールディングス(株)との和解仲介手続の申立てを行いましたので、お知らせいたします。

申立て内容

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴い、本市清掃センターにおいて焼却施設から発生する焼却灰を最終処分場に埋め立て処分する際、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」による上乘せの埋立処分基準が示され、放射性物質の吸着土壌の敷設、即日覆土が必要となり、通常より多量の覆土材(山砂)が最終処分場へ搬入されました。これにより、本来の廃棄物を埋め立てる容量が圧迫されたことを損害と考え、平成24年度から平成28年度の5年間にわたり東京電力ホールディングス(株)に賠償するよう交渉を行っていましたが、賠償状況に進展が見込まれないことから、最終処分場の埋立容量減少の損害賠償金を東京電力ホールディングス(株)が本市に支払うよう原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介手続の申立てを行いました。

概要

申立日

平成29年2月16日(木曜日)

申立先

原子力損害賠償紛争解決センター(第一東京事務所)
東京都港区西新橋1-5-13 第0東洋海事ビル9階

申立額

平成23年度から平成27年度に生じた最終処分場の埋立容量の減少の損害の賠償
25,093,031円

このページに関するお問い合わせ

八千代市 環境保全課

〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5

電話番号: 047-463-1151 (代表)

2017年02月18日 (土)

ニュース フォト スポーツ イベント 観光 釣り 忙人寸語 人生指針 論説 特集 文化

千葉日報オンラインTOP > 県内ニュース > 社会

47CLUB 批判・ムクヘン

検索

「焼却灰で処分場容量減」 東電賠償へ斡旋申し立て 八千代市

0



2017年2月17日 10:37 | 無料公開

堂々完成!
爽感のお部屋がご覧いただけます。

BRANZ プランズ市川レフィ
即入居可能 市川駅 徒歩8分
※東横不動産 ※安田不動産 [詳しくはこちら](#)

東日本大震災による東電福島第1原発事故に伴う、放射性物質を含む焼却灰の埋め立てで八千代市は16日、市清掃センターの最終処分場の容量が減少し損害が生じたとして、東京電力ホールディングスが約2500万円を市に支払うよう、原子力損害賠償紛争解決センターに斡旋（あっせん）を申し立てたと発表した。

解決センターへの申し立ては同市として初めて。自治体が、処分場の容量減少を損害として賠償請求をするのは珍しいという。

市清掃センターによると、焼却灰を埋め立てる際は、法律により通常より多い山砂による覆土などが求められている。これにより最終処分場の容量が約4390立方メートル減少したとして、市は東電側に損害賠償を求めている。しかし、交渉に進展がないことから申し立てた。

東電ホールディングスは「申立書が送達されていないため詳細は承知していないが、申し立てがなされたということであれば、請求内容や主張を詳しくうかがったうえで真摯（しんし）に対応していく」とコメントした。

04-資料2の排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム134と137の合計値）の検出下限値で、「2（134または137）」と記載されているのはいかなる理由か？

放射能濃度測定における検出下限値は、分析装置に充填する試料の密度等の影響を受け、測定ごとに異なる値を示すことは当然である。

放射能濃度等測定方法ガイドライン（平成25年3月第2版）（環境省）の5-34ページの記載例は下記の通り。

排ガス中の放射能濃度測定記録（記載例）

測定場所の住所、施設名	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号 施設名：〇〇市清掃センター
試料採取年月日	平成24年2月27日
試料採取者名	〇〇株式会社
試料採取位置	1号炉 煙突
放射能濃度分析方法	ゲルマニウム半導体検出器 （ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー（平成4年 文部科学省））

分析結果

試料名	放射性核種	分析結果	濃度限度に対する割合	検出下限値
1号炉煙突 （ろ紙部）	セシウム134	2.5 Bq/m ³ (N)		1.5 Bq/m ³ (N)
	セシウム137	3.2 Bq/m ³ (N)		1.5 Bq/m ³ (N)
1号炉煙突 （ドレン部）	セシウム134	不検出 Bq/m ³ (N)		1.8 Bq/m ³ (N)
	セシウム137	不検出 Bq/m ³ (N)		1.9 Bq/m ³ (N)
1号炉煙突 （ろ紙部とドレン部の合計）	セシウム134	4.3 Bq/m ³ (N)	4.3/20=0.22	
	セシウム137	5.1 Bq/m ³ (N)	5.1/30=0.17	
	合計		0.39	

備考1：分析結果が検出下限値未満であった場合は、「不検出」と表示する。

備考2：濃度限度に対する割合及びろ紙部とドレン部の合計の計算において、分析結果が検出下限値未満であった場合は、検出下限値を用いて計算する。

分析者名	〇〇株式会社 分析責任者：〇〇 〇〇
------	--------------------

（参考）環境委員会平成26年度第4回20150306「会議録」の「⑥印西クリーンセンターの排ガスの放射能濃度測定結果について

(1) ですが測定方法はJISに定められた方法で測定していますので、変わることはありません。また、平成23年12月に環境省からガイドラインが出ましたので、平成24年度からは測定項目が変更になっています。

(2)の検出下限値はガイドラインに基づき、2Bq/m³になります。

[乙委員]ガイドラインに数値が書いてあるからではなくて、その測定ごとに検出下限値が出ているはずですよ。

[甲委員]検出下限値は、ガイドラインで2ベクレルと出ていますので、それに合わせています。

[乙委員]それは何を合わせていますか。

[甲委員]分析業者それぞれ検出下限値が異なっているので、測定仕様で指示しています。

[乙委員]その都度、測定の出検下限値は違うので、そのままの値を表示すべきで、2ベクレルだから2ベクレルだとか表示するのはおかしいのではないですか。

[甲委員]あくまでもガイドラインに沿っての測定をしています。

[乙委員]ガイドラインにそう書いてありますか。

2ベクレルというのは、あくまでもミニマムに数値を提示しているだけで、その数値を書きなさいと書いてありますか。

[甲委員]その数値にしなさいとは書いてありません。

ですが、少し記憶が曖昧ですけど2ベクレルの下限値で構いませんという表示でした。

05-「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視 <結果に基づく勧告>」(総務省行政評価局 2016年3月1日発表)に起因する「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視<勧告に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)の概要>」(総務省行政評価局 2016年12月13日発表)で、「1.ごみ焼却施設の長寿命化」の「(2) 施設の維持管理の実施」の「(2)施設の処理能力を超えたごみの投入を行わないよう徹底」で環境省等からの指導はあったか?

(過去に100トン以上の処理を行っていたことは「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」に記載されている)

「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視」 の勧告に対する改善措置状況

平成28年12月13日

1. ごみ焼却施設の長寿命化

【勧告先】 環境省 【勧告日】 平成28年3月1日
【回答日】 平成28年12月1日

主な勧告(調査結果)

【勧告】 長寿命化計画の策定趣旨を周知、同計画の策定促進

効果検証に資するデータを蓄積し、適時・的確に効果検証を実施

長寿命化手引き(中)に沿った長寿命化計画が約6割の施設で策定又は一部策定

環境省は、施設の稼働状況をデータベース化、しかし、延命化の効果検証に有用な延命化目標期間等の項目が未設定のため、今後の検証が困難

【勧告】 長寿命化計画に沿った施設の維持管理を指導
施設の処理能力を超えたごみの投入を行わないよう徹底

長寿命化計画に沿った施設の維持管理が行われていない施設あり
処理能力を超えたごみの投入が行われていた施設あり

環境省は、施設の稼働状況をデータベース化、しかし、延命化の効果検証に有用な延命化目標期間等の項目が未設定のため、今後の検証が困難

主な改善措置状況

■ 平成28年6月に開催した全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、長寿命化計画策定の趣旨を周知するとともに、同会議及び通知により同計画の策定を促した

■ 平成28年度に実施する一般廃棄物処理事業実態調査等において、施設の延命化の目標期間等の長寿命化計画の効果検証に資する項目を設定し、同年度末に結果を取りまとめ予定
データが蓄積された時点で、効果検証を実施予定

■ 全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び通知により、長寿命化計画に沿った適切な施設の維持管理を促した

■ 通知により、廃掃法の趣旨を周知するとともに、同法の遵守等について注意喚起

06-表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法

表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、カルシウム、バナジウム、カドミウム、鉛、ひ素、全クロム、マンガン、銅、亜鉛、水銀(ダスト中、ガス状)、シアン化水素、フッ化水素、PCBを指定。

JIS K-0083:2006 ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを対象としている。

カルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛については JIS K-0083 を準用した)との記載があるが、「JIS K-0083 を準用した」の具体的中身はどのようなものか。上記3物質の計量証明を取得しているのか？

「JIS K-0083 を準用した」は認めることはできない。」に平成28年度第2回環境委員会で回答があった。

(1)「他のクリーンセンターでも、同じ測定方法で実施しており、計量証明書を取得しています。」とあるが、どこか？

(2)JIS K-0083 の2006年改定でカルシウム、銅、亜鉛が削除されているのにも係わらず、10年間も対応しなかったことは問題である(10年間もカルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(JIS K-0083 の2006年改定に関して指摘されてから、カルシウム、銅、亜鉛については JIS K-0083 を準用したと記載を変更しているが))。責任は？

(3)会議録には「10年間放置に関する確認は？」に関する部分が記載されていないのはいかなる理由か？」に対して、平成28年度第3回環境委員会で「【回答】(1)近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場、船橋市北部、松戸市は、JIS K-0083を準用して環境測量士による計量証明書を取得しています。また、準用とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に必要な変更を加えてあてはめることです。

(2) JIS K-0083 の2006年度改定では、分析方法が追加になったと理解しています。(3) 会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。

[乙委員]5工場というのはどこですか。

[甲委員]佐倉・酒々井、船橋南部、千葉市北清掃、それから市川、松戸和名ヶ谷、この5工場です。」と回答しているが、船橋市北部工場に問い合わせた結果添付の回答を得た。平成28年度第3回環境委員会での回答と矛盾する内容である。これはいかなる理由か？

また、「(3) 会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。」に至っては全く回答になっていない。

船橋市役所 FAX 送信票

平成 28 年 12 月 7 日

宛 名	印西クリーンセンター環境委員 様	
	FAX番号	

件 名	船橋市北部清掃工場の排ガス測定	送 付 枚 数	1 枚 (本票を含む)
	の件について		

通 格 事 項	いつも大変お世話になっております。先日の電話の件について お答えします。
	船橋市北部清掃工場では、排ガス中の重金属測定で「カルシウム」 は測定していませんが「銅」「亜鉛」は測定しています。
	「銅」「亜鉛」の測定方法は、いずれも排ガス中の煤塵を JIS Z 8808 で「ろ紙」に捕集し、捕集した「ろ紙」を硝酸等 の酸で溶出し、JIS K 0088 の ICP による分析法に照す る測定をしています。
	一般廃棄物焼却炉の排ガス中の「銅」「亜鉛」分析については 法的に測定する義務はなく、測定方法も定められていませんの で、この方法を使用しています。
	以上です。

発 信 者	船橋市役所 北部清掃工場		指 当 者	伊藤 敏夫	文書主役
	電話番号	047 - 457 - 5341			
	FAX番号	047 - 457 - 7309			

07-水銀対策の必要性

平成 27 年 6 月 19 日に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が公布され、同時に「大気汚染防止法の一部を改正する法律」も公布されました。また、平成 28 年 9 月には、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」及び「排出ガス中の水銀測定法について（告示）」が公布・告示され、排出基準や測定方法が示されました。（経済産業省は、清掃工場などにおいて、排ガス中の水銀や水銀化合物の排出を適切に管理・低減するために使用する、水銀自動計測器の日本工業規格（JIS B7994）を制定した（排ガス中の水銀自動計測器の主流となっている乾式還元方式自動計測器を新たに制定した））

廃棄物焼却炉についての排出基準案（12%酸素換算値）は以下の通りです。

新規施設：30 μ g/Nm³

既存施設：50 μ g/Nm³

これにより、平成 30 年 4 月 1 日（または当該条約が日本国について効力を生ずる日）から水銀の排出規制が開始されます。

水銀対策として水銀自動計測器を含む水銀除去新システムを採用すべき。

○自治会側からの質問事項に対する回答書

質 問 事 項	回 答
1. 誘引送風機のマグネットコンタクタの交換について 誘引送風機のマグネットコンタクタの交換は完了したか？	本体のテストをしても異常は認められませんでした。来年度の定期修理にて交換する予定です。
2. 指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について 環境省は指定廃棄物の指定解除のルール定めた。（「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016 年 04 月 28 日）平成 28 年 7 月 22 日現在、千葉県内では指定廃棄物を保管する十市（柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市）のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。 (1)その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。 (2)2016 年 11 月 16 日、環境大臣に対して松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の市長が最終処分場整備を要望したが、進捗はあったか？	(1)環境省からの協議申し入れはありません。 (2)印西市より「国からは進捗するようなお話は、今のところ伺っておりません」との回答がありました。
3. 指定廃棄物に関して 八千代市の指定廃棄物に関する ADR への申し立てでは、最終処分場に関する損害賠償を対象としている。印西地区環境整備事業組合が過去に請求した「放射線対策に要した費用の賠償」の副次産物の保管・処分に係る追加的費用は含まれているのか？	放射性物質の対策に要した費用については、平成23年度の当初執行費用から国の補助金等を除く「放射線測定費用及び汚染焼却灰等の保管・処分に係る追加的費用」について、翌年度に東京電力(株)へ賠償請求し、全額、当組合に入金されています。 また、指定廃棄物(約130t)の保管に係る費用については、平成23年度及び24年度に国から「指定廃棄物保管業務委託金」として当組合に入金されています。

4. 排ガス中の放射性セシウムの測定結果について

資料2の排ガス中の放射性セシウムの測定結果(セシウム 134 と 137 の合計値)の検出下限値で、「2(134または137)」と記載されているのはいかなる理由か？放射能濃度測定における検出下限値は、分析装置に充填する試料の密度等の影響を受け、測定ごとに異なる値を示すことは当然である。放射能濃度等測定方法ガイドライン(平成25年3月 第2版)(環境省)の5-34 ページの記載例は下記の通り。(資料5-P36)

(参考)環境委員会平成26年度第4回 20150306「会議録」の「⑥印西クリーンセンターの排ガスの放射能量測定結果について(1)」ですが測定方法は JIS に定められた方法で測定していますので、変わることはありません。また、平成 23 年 12 月に環境省からガイドラインが出ましたので、平成 24 年度からは測定項目が変更になっています。(2)の検出下限値はガイドラインに基づき、2 Bq/m³になります。

[乙委員]ガイドラインに数値が書いてあるからではなくて、その測定ごとに検出下限値が出ているはずです。

[甲委員]検出下限値は、ガイドラインで 2 ベクレルと出ているので、それに合わせています。

[乙委員]それは何を合わせていますか。

[甲委員]分析業者それぞれ検出下限値が異なっているので、測定仕様で指示しています。

[乙委員]その都度、測定の検出下限値は違うので、そのままの値を表示すべきで、2 ベクレルだから 2 ベクレルだとか表示するのはおかしいのではないですか。

[甲委員]あくまでもガイドラインに沿っての測定をしています。

[乙委員]ガイドラインにそう書いてありますか。2 ベクレルというのは、あくまでもミニマムに数値を提示しているだけで、その数値を書きなさいと書いてありますか。

[甲委員]その数値にしなさいとは書いてありません。ですが、少し記憶が曖昧ですけど 2 ベクレルの下限値で構いませんという表示でした。

平成27年3月の環境委員会でもお答えしていますが、国のガイドラインに沿って 2 ベクレルとしています。

2 ベクレルの根拠を国へ問い合わせたところ、セシウムの空気中の濃度限度は 20 から 30 ベクレル(セシウム 134:20 ベクレル セシウム 137:30 ベクレル)のため、その10分の1で 2 ベクレルを検出下限値に採用すれば、十分な精度を得られるからとのことでした。

5. 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視について 「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視＜結果に基づく勧告＞」(総務省行政評価局 2016 年 3 月 1 日発表)に起因する「一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視＜勧告に対する改善措置状況(1 回目のフォローアップ)の概要＞」(総務省行政評価局 2016 年 12 月 13 日発表)で、「1.ごみ焼却施設の長寿命化」の「(2)施設の維持管理の実施」の「(2)施設の処理能力を超えたごみの投入を行わないよう徹底」で環境省等からの指導はあったか？(過去に 100 トン以上の処理を行っていたことは「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」に記載されている)	環境省等からの指導はありませんが、現在は 焼却炉の設計値である100t/dを超えないような運転を心がけています。
6. 排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法について 表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、カルシウム、バナジウム、カドミウム、鉛、ひ素、全クロム、マンガ、銅、亜鉛、水銀(ダスト中、ガス状)、シアン化水素、フッ化水素、PCB を指定。JIS K-0083:2006 ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガ、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを対象としている。カルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083 を準用した)との記載があるが、「JIS K-0083 を準用した」の具体的中身はどのようなものか、上記3物質の計量証明を取得しているのか？「JIS K-0083 を準用した」は認めることはできない。」に平成 28 年度第2回環境委員会で回答があった。 (1)「他のクリーンセンターでも、同じ測定方法で実施しており、計量証明書を取得しています。」とあるが、どこか？ (2)JIS K-0083 の 2006 年度改定でカルシウム、銅、亜鉛が削除されているのにも係わらず、10 年間も対応しなかったことは問題である(10 年間もカルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(JIS K-0083 の 2006 年改定に関して指摘されてから、カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083 を準用したと記載を変更しているが))。責任は？ (3)会議録には「10 年間放置に関する確認は？」に関する部分が記載されていないのはいかなる理由か？」に対して、平成 28 年度第3	前回の環境委員会でも回答していますが、 「近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場(船橋市北部、松戸市)はJIS K-0083を準用して環境計量士による計量証明書を取得しています。」

回環境委員会で「【回答】(1)近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場、船橋市北部、松戸市は、JIS K-0083 を準用して環境測量士による計量証明書を取得しています。また、準用とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に必要な変更を加えてあてはめることです。(2)JIS K-0083 の 2006 年度改定では、分析方法が追加になったと理解しています。(3)会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。 [乙委員]5工場というのはどこですか。 [甲委員]佐倉・酒々井、船橋南部、千葉市北清掃、それから市川、松戸和名ヶ谷、この5工場です。」 と回答しているが、船橋市北部工場に問い合わせした結果添付の回答を得た。平成 28 年度第3回環境委員会での回答と矛盾する内容である。これはいかなる理由か？また、「(3)会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。」に至っては全く回答になっていない。	
7. 水銀対策の必要性について 平成 27 年 6 月 19 日に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が公布され、同時に「大気汚染防止法の一部を改正する法律」も公布されました。また、平成 28 年 9 月には、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」及び「排出ガス中の水銀測定法について(告示)」が公布・告示され、排出基準や測定方法が示されました。(経済産業省は、清掃工場などにおいて、排ガス中の水銀や水銀化合物の排出を適切に管理・低減するために使用する、水銀自動計測器の日本工業規格(JIS B7994)を制定した(排ガス中の水銀自動計測器の主流となっている乾式還元方式自動計測器を新たに制定した))廃棄物焼却炉についての排出基準案(12%酸素換算値)は以下の通りです。 新規施設:30 $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ 既存施設:50 $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ これにより、平成 30 年 4 月 1 日(または当該条約が日本国について効力を生ずる日)から水銀の排出規制が開始されます。水銀対策として水銀自動計測器を含む水銀除去新システムを採用すべき。	排出ガス中の水銀については、重金属測定にて年2回分析しています。 水銀自動計測器の導入は設置場所及び費用等の問題がありますので設置できません。